

傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準

平成23年3月施行

北海道

目 次

第 1	傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の概要	
1	策定の趣旨	1
2	本道における傷病者の搬送及び受入れの現況	1
3	実施基準が定める範囲	1
4	実施基準策定にあたっての考え方	1
第 2	実施基準の内容	
1	医療機関の分類基準（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 1 号）	3
2	医療機関リスト（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 2 号）	7
3	観察基準（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 3 号）	16
4	医療機関選定基準（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 4 号）	22
5	伝達基準（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 5 号）	22
6	受入医療機関確保基準（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 6 号）	25
7	その他の基準（法第 3 5 条の 5 第 2 項第 7 号）	29
資料		
1	消防法（抜粋）	33
2	医療圏・消防本部等の区域一覧	35